

神奈川クリーンアップ団体 団体規則

第1章 総則

第1条

本会は「神奈川クリーンアップ団体」と称し、事務所を神奈川県川崎市
-----に置く。

第2章 目的および事業

第2条

本会は清掃活動を行うことにより、地域の住みやすい環境を実現し、ク
リーンアップ (SDGs) を推進することを目的とする。本会は 2024 年 12
月 4 日に設立する。

第3条

本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

1. 個人または数人で集まり地域の清掃活動を行う。
2. クリーンアップを推進する (友人への周知、チラシ作成等)。

3. 清掃活動の情報をまとめ、研究を行う。
4. その他、本会の目的達成に必要な事項。

第3章 会員

第4条（会員）

本会の会員は以下の2種とする。

1. 正会員：本会の目的に賛同し、入会した者。
2. 賛助会員：本会の目的に賛同し、援助を行う個人。

第5条（入会）

会員として入会を希望する者は、入会申込書を代表者または副代表に提出し、許可を得なければならない。正当な理由がない限り、入会を拒否してはならない。

第6条（会費）

会費は総会で別途定める。

第7条（退会）

1. 会員は、代表者または副代表に退会の意思を伝えることで任意に退会できる（例：退会届）。

2. 以下のいずれかに該当した場合、退会とみなす。
 - a. 本人が死亡した場合。
 - b. 活動を10年間行わなかった場合。
 - c. 本会が解散した場合。

第4章 役員

第8条（団体役員）

本会の役員は以下とする。

1. 代表者
2. 副代表
3. 監査役

第9条（役員の仕事）

1. 代表者は本会を代表し、その業務を総括する。
2. 副代表は代表者を補佐し、代表者に事故または欠席がある場合、その職務を代行する。
3. 監査役は、本会の業務および財産状況を監査する。

第10条（解任）

役員が以下のいずれかに該当する場合、正会員の決議により解任できる。

1. 心身の疲弊により、本来の業務が遂行できない場合。

第5章 総会

第11条（総会）

1. 総会は正会員をもって構成し、年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催できる。
2. 総会では次の事項を議決する。
 - a. 会則の変更。
 - b. 本会の解散。
 - c. 事業内容の変更。
 - d. 事業報告および収支決算の承認。
 - e. 役員を選任または解任。
 - f. その他、本会の運営に関する重要事項。
3. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催できない。

第12条（議事録）

総会の議事内容は議事録を作成し、記録する。

第 6 章 役員会

第 13 条 (役員会)

1. 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役はこれに含まない。
2. 役員会では、総会で議決した事項の執行およびその他総会の議決を要しない業務について議決する。

第 7 章 財務および事業

第 14 条 (事業報告書および決算)

1. 代表者は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書および収支計算書を作成し、監査役の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。

第 15 条 (事業年度)

本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

第8章 その他

第16条（規則の変更）

この規則の変更は、総会において出席者の過半数の承認を必要とする。

附則

この会則は、2024年12月5日から施行する。